

山梨県公報

第一千二百六十一号

平成十四年

一月三十一日

木曜日

公告

白根町役場
異議申立期間

平成十四年三月四日から平成十四年三月十八日まで

自然記念物の指定の案

山梨県自然環境保全条例(昭和四十六年山梨県条例第三十八号)第十条第三項の規定により、次のとおり自然記念物を指定するため、その生育地を表示した図面等を次に掲げる縦覧場所において、平成十四年一月三十一日から同年二月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年一月三十一日

山梨県知事 天野 建

名称	生育地	縦覧場所
櫛形山アヤマ平及び裸山のアヤマ群落	中巨摩郡櫛形町所 在、有林甲府事業 区、四十三林班二小 班、四十四林班イ 小班及び第五 林班口小班	森林環境部みどり自然課 峡中地域振興局林務環境部 櫛形町役場

告示

山梨県告示第二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(白根中央地区県営畑地帯総合整備事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十四年一月三十一日

山梨県知事 天野 建

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十四年二月一日から平成十四年三月一日まで

三 縦覧場所

平成十四年一月三十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
南都留郡河口湖町船津字恵語五六七一、五六七二の一及び五六七二の三
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南都留郡河口湖町船津二千四百六十六番地の七 株式会社イー・ピー・エス 代表取締役 三浦政和

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十四年一月三十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
南都留郡河口湖町船津字東横塚六〇八一の一、六〇八一の二、六〇八二の四、六〇八六及び六〇八七
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南都留郡河口湖町船津六千八十一番地一 浅間合成株式会社 代表取締役 嶋田桂太郎

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十四年一月三十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
南巨摩郡増穂町長沢字上永九五五の二、九五五の三、九五五の四、九五五の五、九五五の六、九五五の七、九五五の八及び九五五の九並びに字若宮一〇八六の一、一〇八六の二、一〇八六の三、一〇八六の四、一〇八六の五、一〇八六の六、一〇八六の七、一〇八六の八、一〇八六の九、一〇八六の一〇、一〇八六の一一、一〇八六の一二、一〇八六の一三、一〇八六の一四、一〇八六の一五、一〇八六の一六、一〇八六の一七、一〇八六の一八、一〇八六の一九、一〇八六の二〇、一〇八六の二一、一〇八六の二二、一〇八六の二三、一〇八六の二四、一〇八六の二五、一〇八六の二六、一〇八六の二七、一〇八六の二八及び一〇八六の二九

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路 防火槽 公園 ゴミ置き場	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を峡南地域振興局市川建設部及び増穂町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市伊勢四丁目二十二番一号 西甲府住宅株式会社 代表取締役 戸田克己

企業局

山梨県企業局管理規程第一号

山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年一月三十一日

山梨県公営企業管理者 富 田 重 利

山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程

山梨県営電気事業保安規程(昭和六十年山梨県企業局管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表を次のように改める。

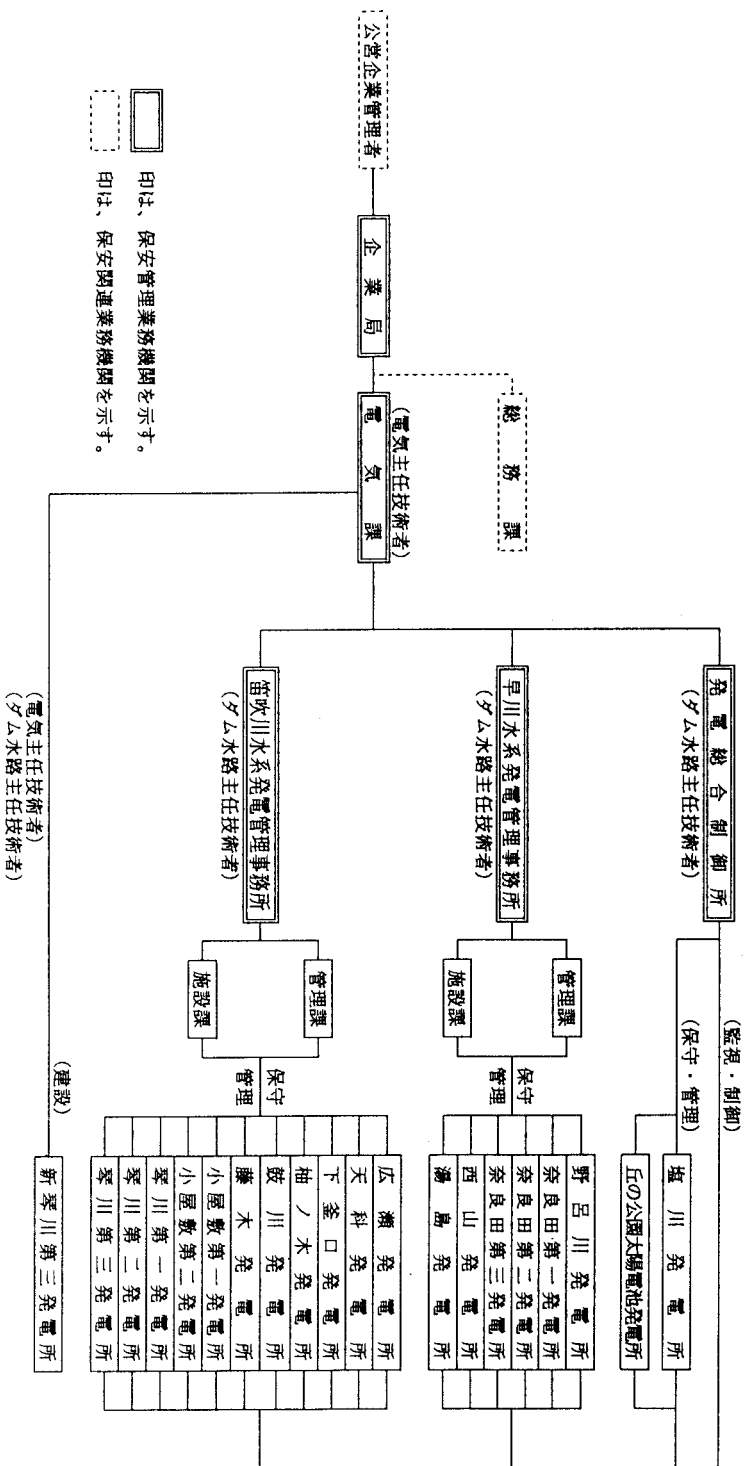
種別	責任管理範囲	職名
電気主任技術者	発電総合制御所所管電気工作物 早川水系発電管理事務所所管電気工作物 笛吹水系発電管理事務所所管電気工作物 塩川発電所電気工作物 丘の公園太陽電池発電所電気工作物	電気課長
ダム水路	新琴川第三発電所電気工作物 早川水系発電管理事務所	電気課管理職員

主任技術者	管ダム水路工作物	務所管理職員
	笛吹川水系発電管理事務所 所管ダム水路工作物	笛吹川水系発電管理事務所管理職員
	塩川発電所ダム水路工作物	発電総合制御所管理職員
	新琴川第三発電所ダム水路工作物	電気課管理職員

別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

保安に関する組織機構等



印は、保安管理業務機関を示す。
印は、保安関連業務機関を示す。

附則
この規程は、公布の日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第四号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十四年一月三十一日

山梨県公安委員会

委員長 古屋 忠彦

別表第三中

一八五	市道 下曽四号線	塩山市下於首九五四番地先（三森輝雄方）	軽車両 （両）	休日曜・ を	塩山	平成十四年一月三十一日
一八六	市道 上於六二六号線	塩山市上於首一、〇八九の三番地（東山梨養蚕連農協）から塩山市下於首一、〇四一番地先（川崎建築）まで（二五〇メートル）	軽車両 （両） を 除く	休日曜・ を	塩山	平成十四年一月三十一日
一八七	市道 下於三〇号線	塩山市上於首一、〇四二番地先（池田明雄方）から塩山市下於首一、〇九一番地先（御手洗孝良方）まで（二五〇メートル）	軽車両 （両） を 除く	休日曜・ を	塩山	平成十四年一月三十一日

一八五	市道 下曽四号線	塩山市下於首九五四番地先（三森輝雄方）	軽車両 （両）	休日曜・ を	塩山	平成十四年一月三十一日
一八六	市道 上於六二六号線	塩山市上於首一、〇八九の三番地（東山梨養蚕連農協）から塩山市下於首一、〇四一番地先（川崎建築）まで（二五〇メートル）	軽車両 （両） を 除く	休日曜・ を	塩山	平成十四年一月三十一日
一八七	市道 下於三〇号線	塩山市上於首一、〇四二番地先（池田明雄方）から塩山市下於首一、〇九一番地先（御手洗孝良方）まで（二五〇メートル）	軽車両 （両） を 除く	休日曜・ を	塩山	平成十四年一月三十一日

六七四	市道	塩山市下於首一、 三〇番地先小沢 つ子方東側から 山市下於曾九番 地先(吉田祐九方 側)まで(一〇方 メトル)	軽車 除車 く	休日曜 日を 七	塩山 平成一三年二月 二七日 告示第五号
六七五	県道 野小淵茅 線	三九番地先から五 番市穴山町六二 メトル)まで(八 〇〇八	自車 除車 く	休日曜 日を 三	葦崎 平成一四年一月三 一日 告示第四号

に改める。
別表第五中

三六	削除	東八代郡八代町南九 〇三番地(二先)雨 宮喜四郎方)南側	東進 る車 両	終日	石和 平成一四年一月三 一日 告示第四号
----	----	------------------------------------	---------------	----	-------------------------------

一八七	県道 之蔵山 線	山梨市北一七六番地 先(八幡橋西詰Y字 路交差点)	北進 る車 両	終日	部下 平成一三年二月 二七日 告示第五号
-----	----------------	---------------------------------	---------------	----	-------------------------------

一八七	県道 之蔵山 線	山梨市北一七六番地 先(八幡橋西詰Y字 路交差点)	北進 る車 両	終日	部下 平成一三年二月 二七日 告示第五号
一八八	県道 野小淵茅 線	葦崎市穴山町八、六 〇番地先(水道減	東進 る車 両	休日曜 日を 三	葦崎 平成一四年一月三 一日 告示第四号

線	沢葦崎	庄施設東側)	除 七 分 時 か 三	告示第四号
---	-----	--------	----------------------------	-------

に改める。
別表第六中

一一三	削除	東八代郡八代町南五 番四番地先(八代役 場前)	西進 る車 両	終日	石和 平成一四年一月三 一日 告示第四号
-----	----	-------------------------------	---------------	----	-------------------------------

一一〇	町道	北巨摩郡双葉町大字 の下今井字立川橋東側	北進 る車 両	終日	葦崎 一五五・三・一八 一五五・三・一八
一一一	町道	北巨摩郡双葉町大字 の三坊沢川橋西側	北進 る車 両	終日	葦崎 一五五・三・一八 一一一
一一二	町道	北巨摩郡双葉町大字 番地今井字立川橋東側	北進 る車 両	終日	葦崎 一五五・三・一八 一一二
一一三	町道	北巨摩郡双葉町大字 番地今井字立川橋西側	北進 る車 両	終日	葦崎 一五五・三・一八 一一三

一一〇	削除			終日	葦崎 平成一四年一月三 一日 告示第四号
一一一	削除			終日	葦崎 平成一四年一月三 一日 告示第四号

に改める。
別表第九中

二三	二三	三八	二五四	二三四	二三三	二三三
市道	切第一島踏原道	削除	削除	線二国〇号道	削除	削除
都留市古川渡	M(六K〇五〇)番地先			の井北北巨摩都双葉町下今		
一・三	一・三			西国道を		
一〇・	七・八			る西進す		
自動車	軽小(二)自動車を特除			終日		
都留	都留	市川	葦崎	葦崎	葦崎	葦崎
五二・一〇・二	五二・一〇・二 三五号	平成十四年一月三十一日 告示第四号	平成十四年一月三十一日 告示第四号	五五・一二・一二 五九号	平成十四年一月三十一日 告示第四号	平成十四年一月三十一日 告示第四号

を

二五	二四	二三	二三	二六	二五	二四	二三
切第四島踏原道	切第三島踏原道	切第二島踏原道	切第一島踏原道	切第五島踏原道	切第四島踏原道	切第三島踏原道	切第二島踏原道
M(六K四四五)場六九八番地	M(六K三四五)先三八番地の	M(六K二二三)先九番地の	M(六K〇五〇)先六六番地の	M(六K四九五)番地中道六一九	M(六K四四五)の三先八番地	M(六K三四五)地尾三三一番	M(六K二二三)番地の尾三六九
一・八	一・八	四・五	一・三	一・五	一・八	一・八	一・三
七・五	八・〇	七〇・	七・八	七・〇	七・五	八・〇	七
を、自動車を特除	軽(二)自動車を特除	を口マ大大型を特除	を(二)自動車を特除	軽小(二)自動車を特除	軽小(二)自動車を特除	軽小(二)自動車を特除	軽小(二)自動車を特除
都留	都留	都留	都留	都留	都留	都留	都留
平成十四年一月三十一日 告示第四号	平成十四年一月三十一日 告示第四号	平成十四年一月三十一日 告示第四号	平成十四年一月三十一日 告示第四号	五二・一〇・二 三五号	五二・一〇・二 三五号	五二・一〇・二 三五号	五二・一〇・二 三五号

二六	市道 中島原 第五踏切	都留市四日市 場六―七番地 の三先 （六K四九五 M）	一・五 七・〇	自動車 （二輪 ）を、 除く特	都留	平成一四年一 月三十一日 告示第四号
----	-------------------	---	------------	--------------------------	----	--------------------------

に改める。
別表第十中

九五	県道 八幡積 翠寺甲 府線	甲府市北口二丁目一〇番一―二号 先（相互タクシ―前）交差点	三	甲府	四九・四・一 一六号
----	------------------------	----------------------------------	---	----	---------------

九五	県道 山梨甲 府線	甲府市北口二丁目四番一―三号先 （甲府駅北口交差点）	四	甲府	平成一四年一 月三十一日 告示第四号
----	-----------------	-------------------------------	---	----	--------------------------

一、〇六〇	国道 一四〇 号線	山梨市上神内川一、二―三〇番地 先（奥山方前）交差点	二	日下	四九・四・一 一六号
-------	-----------------	-------------------------------	---	----	---------------

一、〇六〇	削除			日下	平成一四年一 月三十一日 告示第四号
-------	----	--	--	----	--------------------------

二、四三二	市道 （中央 病院取 付路）	甲府市富士見一丁目一番一 号先 山梨県立中央病院東側	一	甲府	五五・八・一 三五号
-------	-------------------------	----------------------------------	---	----	---------------

二、四三二	市道 （中央 病院取 付路）	甲府市富士見一丁目一番一 号先 山梨県立中央病院東側	二	甲府	平成一四年一 月三十一日 告示第四号
-------	-------------------------	----------------------------------	---	----	--------------------------

	道路				
--	----	--	--	--	--

三、六一六	県道 白河 八井田 線	東八代郡石和町砂原三〇―二番地 先（鬼田橋西詰）	一	石和	平二・一・一 第一号
-------	----------------------	-----------------------------	---	----	---------------

三、六一六	県道 白河 八井田 線	東八代郡石和町砂原八四番地の 一先（鬼田橋東詰）	一	石和	平成一四年一 月三十一日 告示第四号
-------	----------------------	-----------------------------	---	----	--------------------------

四、七二四	県道 増富若 神子線	北巨摩郡須玉町若神子六一九番 地の三先 （新橋西詰交差点）	一	葦崎	平成一二年二 月二十八日 告示 第五四号
-------	------------------	-------------------------------------	---	----	-------------------------------

四、七二四	削除			葦崎	平成一四年一 月三十一日 告示第四号
-------	----	--	--	----	--------------------------

四、八四六	市道 殿上 線	大月市猿橋町殿上五九四番地先 （桂台下駅前交差点）	一	大月	平成一三年二 月二十七日 告示第五五号
-------	---------------	------------------------------	---	----	---------------------------

四、八四六	市道 殿上 線	大月市猿橋町殿上五九四番地先 （桂台下駅前交差点）	一	大月	平成一三年二 月二十七日 告示第五五号
-------	---------------	------------------------------	---	----	---------------------------

四、八四七	国道五号	南巨摩郡増穂町大柵三六八番地の二先(依田自動車前)	一	鵜沢	平成十四年一月三十一日 告示第四号
四、八四八	国道五号	南巨摩郡富沢町猪根四、三二〇番地四先(福住屋前)	一	南部	平成十四年一月三十一日 告示第四号
四、八四九	県道大原線	北都留郡上野原町桑久保七一八番地の一先(徳田食品前)	一	上野原	平成十四年一月三十一日 告示第四号
四、八五〇	県道大原線	北都留郡上野原町鶴川一、四〇九番地先(市川リース前)	一	上野原	平成十四年一月三十一日 告示第四号

に改める。
別表第十四中

一〇三	県道勝道	塩山市下萩原二〇番地の一先(雨敬橋東詰交差点)	一、七五〇	車両	三〇	塩山	平成十四年一月三十一日 告示第四号
一〇三	県道勝道	塩山市上於曾一、〇三番地先(市役所西交差点)	六五〇	車両(けんを引くを除く)	三〇	塩山	平成十四年一月三十一日 告示第四号

一〇三	県道勝道	塩山市上於曾一、〇三番地先(市役所西交差点)	六五〇	車両(けんを引くを除く)	三〇	塩山	平成十四年一月三十一日 告示第四号
一〇三	県道勝道	塩山市上於曾一、〇三番地先(市役所西交差点)	六五〇	車両(けんを引くを除く)	三〇	塩山	平成十四年一月三十一日 告示第四号

一〇六	市道	塩山市上於曾三六番地先(消防署南交差点)から塩山市赤尾一、六五番地先(赤尾橋)	一、二七〇	車両(けんを引くを除く)	三〇	塩山	平成十四年一月三十一日 告示第五九号
-----	----	---	-------	--------------	----	----	-----------------------

一〇六	市道	塩山市上於曾一、〇七〇番地先(中央通り南交差点)から塩山市赤尾一、六五番地先(赤尾橋西詰)までの両側	一、〇七〇	車両(けんを引くを除く)	三〇	塩山	平成十四年一月三十一日 告示第四号
-----	----	--	-------	--------------	----	----	----------------------

一三七	国道二〇号	保大月市笹子町吉久保一、二八七番地の二先(笹子川橋)	三三三、〇〇〇	車両(原付けんを引くを除く)	四〇	大塩山月山	平成十四年一月三十一日 告示第六号
-----	-------	----------------------------	---------	----------------	----	-------	----------------------

一三七	国道二〇号	保大月市笹子町吉久保一、二八七番地の二先(笹子川橋)	三三三、〇〇〇	車両(原付けんを引くを除く)	四〇	大塩山月山	平成十四年一月三十一日 告示第六号
-----	-------	----------------------------	---------	----------------	----	-------	----------------------

三九五	市道朝道	甲府市青沼三丁目目九番市青沼三丁目目イトウ薬局)から甲府市青沼三丁目目三番市青沼三丁目目広場)先(ひまわり)	四〇〇	車両	二十	府南甲	三一五・一〇一 一八号
-----	------	--	-----	----	----	-----	----------------

五〇三	新町道 道線	南巨摩郡 六摩郡 月鎮雄 四六番 南巨摩郡 先(中)	一、二〇〇	車両	二十	鵜沢	一・五三・三 〇二三三 号
三九七	市道 深沼線	甲府市青沼二丁目 二四番一丁目 府市青沼二丁目 坂一丁目 番一丁目 山梨支店 所(甲府)	二四五	車両 (けんを引除く)	三〇	府南甲	平成十四年一月三日 告示第四号
三九六	市道 湯高線	甲府市青沼三丁目 一四番一丁目 川益造方 一府市青沼三丁目 七番一丁目 田元治方 両側	三七〇	車両 (けんを引除く)	三〇	府南甲	平成十四年一月三日 告示第四号
三九五	市道 朝太線	甲府市青沼三丁目 九番一丁目 イトウ薬局 甲府市青沼三丁目 装いけの 両側	四〇〇	車両 (けんを引除く)	三〇	府南甲	平成十四年一月三日 告示第四号
三九七	市道 深沼線	甲府市青沼二丁目 四番一丁目 坂方から 青沼二丁目 店(倉庫)まで	二四五	車両	二十	府南甲	三・一五・一〇 一八号
三九六	市道 湯高線	甲府市青沼三丁目 一四番一丁目 川益造方 府市青沼三丁目 七番一丁目 田元治方 まで	三七〇	車両	二十	府南甲	三・一五・一〇 一八号

五九四	町道 北上	南巨摩郡鵜沢町 五番地の七 五番地 五番地 六番地 先(北橋)	二五〇	車両 (けんを引除く)	三〇	鵜沢	平成十四年一月三日 告示第四号
五九四	町道 北上	南巨摩郡鵜沢町 六番地 容室から 橋北詰 橋北詰	二五〇	車両	二十	鵜沢	八・五四・二 一六号
五八九	県道 珠川	西八代郡三珠町 野二八三番地 先八三番地 一色村 地八の 五八の までの 両側	〇二、一〇	車両 (けんを引除く)	四〇	市川	平成十四年一月三日 告示第四号
五八九	県道 三珠	西八代郡三珠町 二八三番地 野二八三番地 先八三番地 中芸館 伝統芸館	五、〇七〇	中高速車	四〇	市川	第一六三・一 二八号
五〇三	町道 新	南巨摩郡鵜沢町 六番地 巨摩郡鵜沢町 六番地 六番地 六番地 両側	三七五	車両	二〇	鵜沢	平成十四年一月三日 告示第四号

八〇二	七六六	七六六	七三九	七三九
四日市道	県道平窪平塩線	県道平塩平窪線	市道山の手線	市道山の手線
都留市古川渡五十四番地先(禾生)	東山梨郡牧丘町倉科一〇七番地先(点)トネル南交差(丘)から東山梨郡(牧)先(窪)中山金物(店)東側(点)までの両側	東山梨郡牧丘町塩平字北原二五七番地先(西)川一郎方(地)先(窪)中山梨(郡)牧丘(町)から東山梨(物)店前(点)までの	大月市駒橋二丁目三番一〇九号先(大)月市大月二丁目(目)八番四号先(小)目吉方(点)までの両側	大月市駒橋二丁目三番一〇九号先(大)月市大月二丁目(子)番一〇九号先(利)月市大月二丁目(利)番一〇九号先(利)月市大月二丁目(子)番一〇九号先(利)
三、四〇〇	七五〇	八、二五〇	九八五	八五〇
中高速車	けん引(けん引)を除外	けん引(けん引)を除外	けん引(けん引)を除外	けん引(けん引)を除外
四〇	三〇	三〇	三〇	二〇
都留	日下部	日下部	大月	大月
・五七・一	平成十四年一月三十一日告示第四号	平成十四年一月三十一日告示第四号	平成十四年一月三十一日告示第四号	平成十四年一月三十一日告示第五・七・二五号

九一四	九一三	九一四	九一三	八〇二	
削除	削除	市道神明線 松明大道	市道琴平線 琴平線一	県道日野原場四線 上野原場	上野原場
		大月市大月一丁目一〇番一ツブイ(月)から大月市大(月)角先(都留高)校(南)まで	大月市大月一丁目一〇番一ツブイ(月)から大月市大(月)角先(都留高)校(南)まで	都留市古川渡五十五番一〇九号先(利)月市大月二丁目(子)番一〇九号先(利)	都留市朝日馬場内やざき朝日馬場内やざき朝日馬場内やざき朝日馬場内やざき
		五五五	二〇〇	〇三、一〇	
		車両	車両	けん引(けん引)を除外	
		二〇	二〇	四〇	
大月	大月	大月	大月	都留	
平成十四年一月三十一日告示第四号	平成十四年一月三十一日告示第四号	平成十四年一月三十一日告示第五・八・五三二〇号	平成十四年一月三十一日告示第五・八・五三二〇号	平成十四年一月三十一日告示第四号	一号

四一、五	〇一、五	〇一、五	〇一、四	〇一、四
村道	〇国道二	二国道〇号	線原県塩出	出穴県線原塩道
郡東の草南 山中側一、二、九 湖先(天)一、一 村から南野番 梨南都武番 が都留方地	先鶴村か先沼東 (の)鶴瀨東(柏)山 両橋九梨尾二梨梨 側西六郡交二六郡郡 詰)番大点差番番 (地和)地勝地勝	で沼番町か先沼東 の入口地勝ら(柏)山 両交二一三二二六二 側差先四四八二番番 点)ま深二沼)地勝	境一富点先沼南 (三)〇沢)から駿九 〇三〇町万南巨 まで番地先巨摩 の番地先二摩 両側(県、郡、差)	境一富点先沼南 (三)〇沢)から駿九 〇三〇町万南巨 まで番地先巨摩 の番地先二摩 両側(県、郡、差)
一、一八〇	三、六〇〇	六〇〇	三〇〇	三〇〇
除け原車 (く)ん付両 を引・)	をけ原車 除くん付両 (を引・)	く引・原車 をけん付両 除けん)	をけ原車 除くん付両 (を引・)	をけ原車 除くん付両 (を引・)
四〇	五〇	五〇	五〇	四〇
吉富 田土	塩山	塩山	南部	南部
五告二平 号示七成一 第日一二月 五第月三	号告一平 示日一月一 第四三月四	第告二平 示日一月一 六三月二	号告一平 示日一月一 第四三月四	第告二平 示日一月一 八三月五

四一、五	四一、五	四一、五	四一、五	四一、五	四一、五
市道	線山県一 勝道勝塩号四	線平県 窪道窪塩	町道	村道	
ま央一ら一三塩 で通四塩山市上 のり〇山北地先 両南番市上於 側交地差仲普 差先(点)か 点)中、	ま(市役所西交 でのの両側)差 (先)三番地先 (先)八番地先 (先)三番地先 (先)三番地先	の小学地牧方(一、 両校先)三、 側東)七、 (東)牧八、 (方)丘平東重八 ま第一山子番町 で三六梨方地	側科六巨月四南 医番摩鎮六摩 院)先)郡雄六 (ま)早)町か先 で(川七)ら(望 両齒〇南	両口一郡東の草南 側交九、山側一都留 差先中)先二郡都 (点)一湖)か天九郡 (自)二村)ら野一忍 で衛番梨南野一野 隊地が都武番村忍 の入の原留方地	両交九、二二 側差先)自番 (点)ま衛隊地 での入
二〇〇	一、一〇〇	一、七〇〇	八二五	一、一八〇	
除け原車 (く)ん付両 を引・)	除け原車 除くん付両 (を引・)	除け原車 除くん付両 (を引・)	くけ車 をん付 除引)	除け原車 除くん付両 (を引・)	
四〇	四〇	四〇	三〇	四〇	
塩山	塩山	部下	鵜沢	吉富 田土	
号告一平 示日一月一 第四三月四	号告一平 示日一月一 第四三月四	号告一平 示日一月一 第四三月四	号告一平 示日一月一 第四三月四	五告二平 号示七成一 第五日一二月 三第月三	

に改める。
別表第十六中

一、二二六	県道小倉百道	北巨摩郡須玉町小倉二九〇番地先(大石商店東側)二箇所・県道北進(大石商店東側)又は町道から県道への進入車両)	葦崎	平三・三・二五 第九号
-------	--------	--	----	----------------

一、一二六	県道小倉百音線	北巨摩郡須玉町小倉二九〇番地先(大石商店東側)丁字路交差点・北進(大石商店東側)車両)	葦崎	平成一四年一月三十一日 告示第四号
-------	---------	---	----	----------------------

一、八一九	市道西測り	甲府市幸町四番九号先(落合自動車塗装西側)	南甲府	五一・三・二三 一五号
一、八二〇	市道西測り	甲府市幸町一〇番一先(木村夕バコ店東側)	南甲府	五一・三・二三 一五号

一、八一九	削除		南甲府	平成一四年一月三十一日 告示第四号
一、八二〇	削除		南甲府	平成一四年一月三十一日 告示第四号

三、六〇五	線九村五号道	中巨摩郡八田村榎原七八七番地先(杉山清一方畑西側)	小笠原	平九・三・二四 第二〇号
三、六〇六	線九村五号道	中巨摩郡八田村榎原五五六番地の先(杉山重造方畑東側)	小笠原	平九・三・二四 第二〇号

三、六〇五	削除		小笠原	平成一四年一月三十一日 告示第四号
三、六〇六	削除		小笠原	平成一四年一月三十一日 告示第四号

三、九五七	道双葉町	北巨摩郡双葉町大字下今井字立間二、五九番地市道橋南	葦崎	五五・二・二三 六号
三、九五六	道双葉町	北巨摩郡双葉町大字下今井字立間二、五四七番地市道橋北	葦崎	五五・二・二三 六号

三、九五七	削除		葦崎	平成一四年一月三十一日 告示第四号
三、九五六	削除		葦崎	平成一四年一月三十一日 告示第四号

四、〇四一	町道	北巨摩郡双葉町大字下今井字立町四二七の一坊沢川橋東側	葦崎	五五・三・一八 一一号
四、〇四二	町道	北巨摩郡双葉町大字下今井字立町三六二の三坊沢川橋西側	葦崎	五五・三・一八 一一号
四、〇四三	町道	北巨摩郡双葉町大字下今井字立町三四八番地東川橋東側	葦崎	五五・三・一八 一一号
四、〇四四	町道	北巨摩郡双葉町大字下今井字冷泥九〇五番地東川橋西側	葦崎	五五・三・一八 一一号

四、〇四一	削除		葦崎	平成一四年一月三十一日 告示第四号
-------	----	--	----	----------------------

四、〇四二	削除		葦崎	平成十四年一月三十一日 告示第四号
四、〇四三	削除		葦崎	平成十四年一月三十一日 告示第四号
四、〇四四	削除		葦崎	平成十四年一月三十一日 告示第四号

四、四五九	農道	中巨摩郡昭和町築地新居字大島二、〇四七番地先東側（九号道路との交差点、北進する車両）	南甲府	五六・二・七五号
-------	----	--	-----	----------

四、四五九	削除		南甲府	平成十四年一月三十一日 告示第四号
-------	----	--	-----	----------------------

四、七二七	町道	北都留郡上野原町一、五八二番地先（守屋順光方西側）	上野原	五六・六・一〇三五号
-------	----	---------------------------	-----	------------

四、七二七	削除		上野原	平成十四年一月三十一日 告示第四号
-------	----	--	-----	----------------------

四、八四九	町道	南巨摩郡鵜沢町鵜沢地内（旭橋北詰）	鵜沢	五六・一・九五五号
-------	----	-------------------	----	-----------

四、八四九	削除		鵜沢	平成十四年一月三十一日 告示第四号
-------	----	--	----	----------------------

五、五三〇	町道	東山梨郡勝沼町大字下岩崎字大築地橋北側を北進する車両（大）	塩山	五七・一〇・八四二号
-------	----	-------------------------------	----	------------

五、五三〇	削除		塩山	平成十四年一月三十一日 告示第四号
-------	----	--	----	----------------------

五、五三一	町道	東山梨郡勝沼町大字下岩崎字下大森二、九四番地の先（公道）勝沼六、北側を南進する車両（公道）	塩山	五七・一〇・八四二号
-------	----	---	----	------------

五、五三一	削除		塩山	平成十四年一月三十一日 告示第四号
-------	----	--	----	----------------------

五、五三五	町道	東山梨郡勝沼町大字上岩崎字鞍掛二、一六三番地先（公道）勝沼五、北側を南進する車両（公道）	塩山	五七・一〇・八四二号
-------	----	--	----	------------

五、五三六	町道	東山梨郡勝沼町大字上岩崎字鞍掛二、一六三番地先（公道）勝沼五、北側を北進する車両（公道）	塩山	五七・一〇・八四二号
-------	----	--	----	------------

五、五三七	町道	東山梨郡勝沼町大字上岩崎字池ノ本二、〇六八番地先（公道）勝沼四、北側を北進する車両（公道）	塩山	五七・一〇・八四二号
-------	----	---	----	------------

五、五三八	町道	東山梨郡勝沼町大字上岩崎字所久保二、二六四番地先（公道）勝沼四、南側を南進する車両（公道）	塩山	五七・一〇・八四二号
-------	----	---	----	------------

五、五三九	町道	東山梨郡勝沼町大字上岩崎字所久保二、二五七番地先(公団用地カールバートボックス「勝沼四」南側を北進する車両)	塩山	五七・一〇・八 四二号
-------	----	--	----	----------------

五、五三五	削除		塩山	平成一四年一月三十一日 告示第四号
五、五三六	削除		塩山	平成一四年一月三十一日 告示第四号
五、五三七	削除		塩山	平成一四年一月三十一日 告示第四号
五、五三八	削除		塩山	平成一四年一月三十一日 告示第四号
五、五三九	削除		塩山	平成一四年一月三十一日 告示第四号

五、五四九	町道	東山梨郡勝沼町大字上岩崎字長尾二、八〇番地先(長尾橋南側を東進する車両)	塩山	五七・一〇・八 四二号
-------	----	--------------------------------------	----	----------------

五、五四九	削除		塩山	平成一四年一月三十一日 告示第四号
-------	----	--	----	----------------------

五、五五一	町道	東山梨郡勝沼町大字上岩崎字大神原一、四三八番地先(公団用地北側を南進する車両)	塩山	五七・一〇・八 四二号
五、五五二	町道	東山梨郡勝沼町大字上岩崎字随音二、九二〇番地の一先(公団)	塩山	五七・一〇・八 四二号

五、五五三	町道	東山梨郡勝沼町大字上岩崎字随音二、九一八番地先(公団用地カールバートボックス「勝沼二」北側を北進する車両)	塩山	五七・一〇・八 四二号
-------	----	---	----	----------------

五、五五一	削除		塩山	平成一四年一月三十一日 告示第四号
五、五五二	削除		塩山	平成一四年一月三十一日 告示第四号
五、五五三	削除		塩山	平成一四年一月三十一日 告示第四号

五、五五五	町道	東山梨郡勝沼町大字上岩崎字山田二、九四九番地先(公団用地南側を東進する車両)	塩山	五七・一〇・八 四二号
-------	----	--	----	----------------

五、五五五	削除		塩山	平成一四年一月三十一日 告示第四号
-------	----	--	----	----------------------

五、五五七	町道	東山梨郡勝沼町大字上岩崎字山田三、〇〇五番地先(公団用地南側を南進する車両)	塩山	五七・一〇・八 四二号
五、五五八	町道	東山梨郡勝沼町大字上岩崎字大門先一、二三一番地の九先(公団用地南側を西進する車両)	塩山	五七・一〇・八 四二号
五、五五九	町道	東山梨郡勝沼町大字上岩崎字大門先一、二三一番地の二先(公団用地南側を北進する車両)	塩山	五七・一〇・八 四二号

五、五六四	削除	塩山	平成十四年一月三十一日 告示第四号
五、五六四	町道	塩山	五七・一〇・八 四二号
東山梨郡勝沼町大字上岩崎字長尾二、八〇番地先（長尾橋南側を西進する車両）			
五、五六一	削除	塩山	平成十四年一月三十一日 告示第四号
五、五六〇	削除	塩山	平成十四年一月三十一日 告示第四号
五、五五九	削除	塩山	平成十四年一月三十一日 告示第四号
五、五五八	削除	塩山	平成十四年一月三十一日 告示第四号
五、五五七	削除	塩山	平成十四年一月三十一日 告示第四号
五、五六一	町道	塩山	五七・一〇・八 四二号
東山梨郡勝沼町大字下岩崎字権現平三、〇〇六番地の二先（公道用「南側を西進する車両」） 東山梨郡勝沼町大字上岩崎字大門一、二二番地の三先（公道用「北側を東進する車両」）			

一〇、三六〇	村道	上野原	平成十三年二月二十七日 告示第五号
一〇、三六〇	村道	上野原	平成十三年二月二十七日 告示第五号
北都留郡小菅村三、九三三番地先（奥秋製作所西側・南進車両）			
九、六四五	削除	鵜沢	平成十四年一月三十一日 告示第四号
九、六四五	町道	鵜沢	八一・一・二 八告示第六号
南巨摩郡鵜沢町三四〇番地の一六先（野田順子方北側・西進車両）			
五、九三二	削除	日下部	平成十四年一月三十一日 告示第四号
五、九三二	市道	日下部	五八・一〇・六 五四号
山梨市上之割二〇番地先（西後屋敷公民館北東側）			
五、九三〇	削除	日下部	平成十四年一月三十一日 告示第四号
五、九三〇	市道	日下部	五八・一〇・六 五四号
山梨市上之割二〇番地先（西後屋敷公民館東側）			

一〇、三六一	村道一八号線	北巨摩郡明野村上手一、七八八番地先(三葉保育園西方十字路交差点・西進車両)	葦崎	平成十四年一月三十一日 告示第四号
一〇、三六二	村道一八号線	北巨摩郡明野村上手一、七八八番地先(三葉保育園西方十字路交差点・東進車両)	葦崎	平成十四年一月三十一日 告示第四号
一〇、三六三	村道一八号線	北巨摩郡明野村上手八、二三四番地一先(明野中学校南方二〇〇メートル先十字路交差点・南進車両)	葦崎	平成十四年一月三十一日 告示第四号
一〇、三六四	村道一八号線	北巨摩郡明野村上手八、二三四番地一先(明野中学校南方二〇〇メートル先十字路交差点・北進車両)	葦崎	平成十四年一月三十一日 告示第四号
一〇、三六五	町道	北巨摩郡須玉町大蔵一、五一八番地先(司法書士清水方北側十字路交差点・北進車両)	葦崎	平成十四年一月三十一日 告示第四号
一〇、三六六	町道	南巨摩郡鵜沢三四〇番地の先(旭橋北詰十字路交差点・東進車両)	鵜沢	平成十四年一月三十一日 告示第四号
一〇、三六七	町道	南巨摩郡鵜沢三四〇番地の先(旭橋北詰十字路交差点・西進車両)	鵜沢	平成十四年一月三十一日 告示第四号
一〇、三六八	町道	東山梨郡勝沼町下岩崎二、七七〇番地の先(フジツコワイナリー南東十字路交差点・東進車両)	塩山	平成十四年一月三十一日 告示第四号
一〇、三六九	県道四原市場上野原線	南都留郡秋山村九、四三一番地先(天野正則方南側丁字路交差点・北進車両)	都留	平成十四年一月三十一日 告示第四号
一〇、三七〇	町道	北都留郡上野原町上野原三、七〇番地先(奥田一雄方東側丁字路交差点・北進車両)	上野原	平成十四年一月三十一日 告示第四号
一〇、三七一	町道	北都留郡上野原町上野原一、五八九番地先(細田仁之方北側十字路交差点・西進車両)	上野原	平成十四年一月三十一日 告示第四号

に改める。

七三三	県道四原市場上野原線	都留市古川渡五、生三番地先(小地学先(北都留郡)から南側)	〇二二、一〇	車両	終日	都留	平成十四年一月三十一日 告示第四号
七三三	県道四原市場上野原線	都留市古川渡五、生四番地先(朝日馬場から西側)	三、四〇〇	車両	終日	都留	一・五七・一 号八
七〇〇	県道平窪平塩線	東山梨郡都枝八八番地先(都枝側)から東側(平山五牧)まで(山梨郡)の両側	八、五五〇	車両	終日	部下	平成十四年一月三十一日 告示第四号
七〇〇	県道平窪平塩線	東山梨郡都枝八八番地先(都枝側)から東側(平山五牧)まで(山梨郡)の両側	六、八五〇	車両	終日	部下	〇平八・一七 告示四七号

別表第十七中

を

一、二八二	市道 沢篠鳥	大月市富浜町鳥 沢三、五〇四番 地先(遠堀橋北 詰国道二〇号と から大月市富浜 町鳥沢三、二五 一丁目先(虹吹 橋北詰)までの 両側	五五〇	車両	終日	大月	平成二三年 一月二日 告示第五号
-------	-----------	--	-----	----	----	----	------------------------

一、二八三	市道	甲府市善光寺一 丁目四番一二号 先(雨宮百百行 方東方大円新橋 西詰)から甲府 市善光寺一丁目 四番九号先米 良方東側丁字路 交差点)までの 両側	一四三	車両	終日	甲府	平成一四年 一月三日 告示第四号
-------	----	--	-----	----	----	----	------------------------

に改める。

別表第二十七中

七	県道 茅野小 淵野 崎線	斐崎市中田町中 条三、三六〇番 地先(小針靖秀 方北側)から北 巨摩郡須玉町若 神子新町一五 番地先(守屋栄 光方南東)の方 点)までの両側	三、四六〇	車両	終日	斐崎	平一一二 〇一 告示第五〇号
---	-----------------------	--	-------	----	----	----	----------------------

を

七	県道 野淵茅 沢篠鳥	斐崎市中田町中 条三、三六〇番 地先(小針靖秀 方北側)から北 崎市六山町五 二〇番地先(島 津好男)の方 下(中央線)の (R)ガ側	一、五〇〇	車両	終日	斐崎	平成一四年 一月三日 告示第四号
---	------------------	---	-------	----	----	----	------------------------

に改める。

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年一月三十日までとする。

平成十四年一月三十一日

山梨県公安委員会

委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	型式	検定番号
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二 三番一号	遊技機の種別 及び区分	型式名	
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二 三番一号	ぱちんこ遊技機 規則第六表 第一号イ(別表 第一)種特別電 動役物	CR北斗 の拳R	一〇〇五五一
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二 三番一号	ぱちんこ遊技機 規則第六表 第一号イ(別表 第二)	CRサラ リーマン 金太郎	一〇〇五五四

株式会社ハルテック 代表取締役 中野純弘 大阪府大阪市北区東天満二丁目一番二号	回胴式遊技機 規則第六条第五号(別表第五)	ビッグマ ネー	株式会社 バルテック	一四〇六〇九
株式会社北電子 代表取締役 小林昭子 東京都豊島区西池袋一丁目七番七号	回胴式遊技機 規則第六条第五号(別表第五)	ハイパー ジャイ ーV	株式会 社北電 子	一四〇一六四
株式会社北電子 代表取締役 小林昭子 東京都豊島区西池袋一丁目七番七号	回胴式遊技機 規則第六条第五号(別表第五)	ツウオン テ2	株式会 社北電 子	一四〇五四八
山佐株式会社 代表取締役 佐野慎一 山梨県新見市高尾三六二番地の一	回胴式遊技機 規則第六条第五号(別表第五)	タイムパ ー	山佐株 式会 社	一四〇三七八
山佐株式会社 代表取締役 佐野慎一 山梨県新見市高尾三六二番地の一	回胴式遊技機 規則第六条第五号(別表第五)	スーパ ーX	山佐株 式会 社	一四〇五九七
山佐株式会社 代表取締役 佐野慎一 山梨県新見市高尾三六二番地の一	回胴式遊技機 規則第六条第五号(別表第五)	リノオキ ナワX 30	山佐株 式会 社	一四〇五七九